

性暴力被害を受けた子どもの心理

性暴力被害を受けた子どもは自分でもその事実を受け入れられなかったり、「自分が嫌と言えなかったから自分が悪い」と思ったり（自責感）、自分なんてどうなってもいいと思ったりします（自己評価の低下）。

なかなか家族や友人等に事実を打ち明けられないことがほとんどです。

性暴力被害による子どもへの影響

性暴力被害は重い心身の傷を負うことが分かっています（トラウマなど）。これらの状態が続くとお子さんには、トラウマによる後遺症（PTSD 症状）や身体症状、家出等の非行や性に関する問題行動、情緒的な問題などを生じることがあり、中には日常生活を心身共に健康に過ごすことが難しくなることもあります。これらのことは、お子さんの今後の人生に重大な影響を及ぼすことから、早期に対応することが必要です。

		これから、お子さんの「**安心・安全な生活**」		
		をどのように用意できるかを考えていきます。		

児童相談所とは…（児童福祉法第11、12条）

児童福祉法により都道府県に設置され、子どもやご家庭について必要な調査、判定をし、その情報をもとに必要な指導を行うこと等が義務付けられています。

一時保護とは…（児童福祉法第33条）

児童相談所が保護者や子どもの意志に反している場合であっても「必要があると認めるとき」、お子さんをお預かりすることができます。これは法律上は行政処分行為です。

児童福祉法上、その期間は原則2ヶ月です（延長する場合があります）。

行政不服審査について（行政不服審査法）

この一時保護に納得できない場合の意思表示として行政不服審査法（第5条）に基づく不服審査請求をすることができます。請求窓口は
_____です。

ただし、不服審査手続きが開始されても処分行為そのものは停止されません。

今日、このお話をさせていただいたのは

**今後、お子さんのことや保護者のあなたとお話を続けさせて
いただくのは、お子さんと保護者であるあなたの担当者
の**

です。

〇〇県〇〇児童相談所

〒111-1111

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

電話番号 333-333-3333

**土日・祝日を除く午前9時～午後5時45分まで
の間**

あなたへのメッセージ

親だからできること

はじめに

あなたは、最近になってお子さんが家庭内性暴力被害(性的虐待)にあっていたことを知りました。そして加害者(虐待者)を疑われる人が身近な人であったことを知り、さらに大きな苦しみを感じていることと思います。

子どもの告白をどう考えてよいかわからない

子どもが話した被害をどう考えたらよいのか、夫が言っていることもどう考えたらよいかわからない。

何かのまちがいではないかと何度も考えたかもしれません。

夫から離れては、この家族と生活がどうなってしまうのかわからない。

こんなことは誰にも話せない。

誰にも知られたくない。

多くの家庭内性暴力を受けた子どもたちに関わってきた人たちによれば、子どもはたとえどんなに大変な状況にあっても、子どもを信じて守ろうとする家族の存在があれば、大きな支えとなります。

しかし、今のあなたは、あなた自身がとても傷ついていて、子どもの立場に立つことが、どんなに大変なことか、私たちは知っています。

このパンフレットは、あなたの気持ちを整理し、あなたと子どものために何をしなければならぬか、をよく考えられるようになることを願って作られました。あなたがこの傷つきから回復し、家庭内性的暴力(性的虐待)から子どもを守ることにお役立てください。

目次

- 1 家庭内性暴力に関するQ&A
- 2 子どもの心と体のこと
- 3 加害を疑われる人のこと
- 4 これからのこと
- 5 あなたへのメッセージ

※ 本文中では読みやすさを考慮し、仮に虐待者、加害者のことを父親、非虐待者(虐待をしていないもう片方の親)を母親と想定して書いています。

1 家庭内性暴力に関するQ&A

Q : まさか私の家族にこんなことが起きるなんて信じられません。本当に子どもは性暴力被害にあったのでしょうか？

A : あなたのお気持ちはよくわかります。これまで性暴力被害について児童相談所がかかわった多くのお母さんも同じことを話しておられます。しかし、一般に考えられているよりも多くの子どもに性暴力被害が発生しています。

ある調査によれば、性暴力被害を訴えた子どもの9割に本当の被害があったと言われています。慎重な調査によって確認された子どもの被害はその大半が残念ながら、事実なのです。あなたが、そのことにショックを受けて、にわかには信じ難いお気持ちになるのもよくわかりますが、子どもさんが被害を訴えたことを重く受け止めてあげて下さい。

Q : どうして、母親である私に告白してくれなかったのでしょうか。

A : 多くの場合、子どもは加害者から「ママに知られたら、大変なことになるよ、お前はおうちにいることができなくなる。お前は悪い子だ。そんなことにならないように、誰にも話してはいけない」などとプレッシャーをかけられています。中にはもっと直接的に「言ったらぶっ殺す」とか大切なペットを殺すなどと、脅かされている場合もあります。性的な問題を秘密にしておくようにはっきり言われなくても、子どもはこのことを知られたら大変だと感じて何も言えない状態におかれています。

Q : 考えてはいけないと思いつつも、子どもにも悪いところがあったのではないか、子どもの方も加害者との関係を望んでいた一面があったのではないかと思ってしまう…。

A : これは多くの母親が感じることで、子どもの家庭内性暴力被害にかかわってきた専門家たちが認めていることです。あなただけではありません。

子どもは繰り返し性暴力被害を受け続けることで、自分は無力で、そのような関係に抵抗できないと感じてしまいます。また加害者から脅かされ、誰にも助けを求められないので、生き延びるためには加害者の支配の下で順応するしかなか

ったのです。

子どもが加害者から物やお金を受け取ったこともあったかもしれません。しかし、これは加害者が子どもを支配下に置くための手段でもあるのです。子どもの立場からは、それを拒否できるものではありません。

Q : 同じ経験をした他のお母さん方は、どうしましたか？

A : 私たちの経験では性的虐待がわかってからその後、家族が安定して過ごすことができた場合といえるのは、母親が父親との関係を整理して、子どもを守る立場を明らかにしたときでした。

残念ながら、性的虐待があったことを認めることができなかつたり、大したことではなかったと、母親が性的虐待を過小評価した事例も少なからずあります。私たちの調査では20%弱の母親にそのような態度が見られました。

Q : 母親として何をすればよいでしょう。

A : あなたご自身が、大変な問題に直面しています。まず、落ち着いてあなた自身のケアと整理をして下さい。そしてお子さんのためにはどうすればよいか、考えて下さい。母親だからこそできることがあります。

① こうした問題はあなた一人で解決できることではないでしょう。あなた自身の気持ちの整理のために話し合える場が必要です。児童相談所の職員とお話できるなら、それも利用して下さい。あなたが個人的に相談できる人がいたら、その人と話し合ってください。あなたの立場を理解して相談に乗ってくれる専門機関(クリニック、弁護士会、電話相談など)もあるかも知れません。児童相談所や市町村窓口でそうした機関の紹介ができる場合もあります。

② 加害を疑われる夫、パートナーとの関係、あなたの気持ちを考える。

③ 疲れを感じたら無理せずに休んでください。あなた一人になって休息することも時には必要です。あなたが信頼できる友人や知人がいて、その人に今、起こっていることを打ち明けることができるなら、そうした人に相談したり、そうした人と休息できる時間を過ごすこともよいかも知れません。

- ④ あなたの気持ちが整理されてきたら、まず、子どもの話を真実として受け止められるか、なぜ、あなたのお子さんはそんな訴えをしたのか考えてあげてください。多くの子どもが最も気にするのはあなたとの関係です。母親であるあなたの支えが子どもにとって必要なのです。
- ⑤ 子どもたちを守るためにどうしたらいいかを考える。

2 子どもの心と体のこと

Q: 今、子どもはどんな状態ですか

A: 一時保護されて子どもさん自身、とても驚き、戸惑っています。中には被害のことを話さなければよかったと感じている子どもさんもいるかもしれません。これから自分はどうなっていくのか、被害を打ち明けた自分のことをお母さんやきょうだいはどう感じているのか心配しているでしょう。同時に、それでも言わずにおれなかった被害の大変さについてもまだ、傷を負ったままの状態です。当面はまず、よく休み、落ち着いて自分や家族、これからの生活のことを考えられるように支えることが大切な課題です。

3 加害を疑われる人とのこと

Q: 夫やパートナーが加害を疑われている時、どうしたらよいか

A: あなたにとって、加害を疑われる人があなたの配偶者やパートナーである場合その人との関係をどうしていくか、生活と人生上の大問題です。加害行為を全く認めない場合や、反対に子どもにしたことを反省してもうしないと言う場合もあるかもしれません。

ここで大切なことはふたつあります。ひとつ目は子どもの安全です。子どもはかつての加害者と出会うことだけでも再被害を受けるのと変わらないダメージを受ける危険性があります。あらゆる再被害の危険性から子どもを守る責任が保護者と児童相談所にあります。

ふたつ目はあなた自身の人生上の決定です。あなたは子どもの保護者であると同時に、人生上のパートナーとの関係を定める当事者です。この二つは互いに

深い関係にあります。あなたが、あなた自身の決定が大切です。また児童相談所としては子どもさんの安全についてはあなたと責任を共有していますが、あなたのパートナーとの関係については全面的にあなた自身とパートナーの方に属する事柄です。

あなたがその二つの課題の間で板挟みになって迷われたり、苦しい思いを感じられていることは十分理解できます。しかし児童相談所はそのことで意見を言ったり、方向を示したりすることはありません。あなたの大変さを感じてあなたのそばで見守っています。児童相談所は子どもさんの安全(再被害の危険)に関しては責任ある立場にあり、絶対譲れない事柄がありますが、あなたとパートナーとの関係をどうするかは、あなたとパートナーの間で決めて下さい。

Q : きょうだいで性的問題が疑われるとき、どうしたらいいか。

A : きょうだい間での性的問題が疑われた場合、母親としてのあなたの苦しみはとても深いと思います。この場合、加害も被害も共にわが子なので、母としてわが子にどうかかわればよいか、悩んでいることでしょう。まず、被害を食い止めるためにはどうしたらよいか考えて下さい。あいまいな対応は、問題の引き延ばしとなって再被害の危険があります。被害に遭った子どもについては最短時間でいったん保護して安全を確保し、被害状況の見極めが必要です。

加害を疑われるわが子については、もしそれが事実なら、再加害を絶対起こさないようにすることと、加害者となってしまったわが子の立ち直りが必要となります。これは保護者だけでできることではありません。加害の内容によっては、司法の判断と処遇に委ねることも必要です。保護者としてそれがどんなに辛いことかわかりますが、起こったことについて、人生上の責任とその後の生き方を決めるためには、避けて通れない事柄があります。被害者を守り、加害者を立ち直らせることが保護者としてのあなたのとるべき道となります。

この課題については、児童相談所もあなたと共にどうすべきか考え、その対応において責任をもってあなたを援助ことができますし、同時に児童福祉法、少年法において児童相談所はそのことについての対応責任を負っています。

4 これからのこと

Q : 保護された子どもと私はどうなっていくのか

A : あなたの気持ちとしては、一日も早く子どもを返してほしい、また一緒に暮らせるように早くなりたい、ということが一番大切なことかもしれません。児童相談所は子どもの安全、再被害の危険性を第一に考えて、すぐにお返しできないこともあります。特に加害者との再接触が危惧される状況では、子どもさんの安全からみてなかなかお返しできません。

子どもさんの中には、早く家に帰りたい、あなたと一緒に暮らしたいという気持ちから、加害者との生活、被害を受ける危険性を我慢してでも、あなたと暮らしたいと言う場合もあるでしょう。しかし、子どもさんの再被害の危険性が、どういう状態かによっては子どもさんをお返しできないこともあります。

また、子どもさんによっては、あなたのことをどう考えたり思ったりしているかはいろいろでしょう。中にはあなたを拒む態度をとることもあるかも知れません。あなたが家族のことや加害を疑われる人との関係をどうするかによっても、子どもさんの感じ方はいろいろあるでしょう。

しかし、あなたが選んだ家族のあり方がどんな形であるにしても、お子さんがそのことでどんな態度をとるにしても、お子さんにとっては、あなたからの援助、支えがとても大切であることに変わりはありません。児童相談所は、お子さんの状態や気持ち、あなたや家族の状態などを総合的に考えて、あなたと子どもにとって可能な接点を設け、あなたと子どもさんの関係がより良いものになることを目指します。

あなたとして、被害を受けた子どもさんが必要とする支えや、助けについて、何ができるか、どうしてあげられるか、よく考えて下さい。

Q : 他の兄弟、姉妹にはどんな対応をすればよいのでしょうか。

A : 家庭内性暴力が疑われる場合、被害と同性のきょうだいは、同じ被害に遭っている危険性から、児童相談所はこどもさんのきょうだいを調査したり、保護したりする場合があります。また、直接の被害がなくてもきょうだい被害を目撃してい

たり、あるいは被害を受けていた子どもから打ち明けられていたりすることもあります。たとえ、直接きょうだい自身が被害を受けていなくても何らかの傷つき、不安を抱えている可能性があります。

あなたから、きょうだいに、保護されている子どもさんに起きていること、家族としてそれをどう受け止めているか、できる限り誠実にお話し下さい。その上で、もしもほかのきょうだいにも何か安全について心配があるなら、速やかに児童相談所にご連絡ください。

あなたは母として大変な状況にあります。たとえ子どもの被害を信じていなくても、あなたは、家族に起こる不安や混乱をうけとめ、子どもたちの面倒をみて、家庭を支えていかなければなりません。中には重大な決定を下さなければならないことも起こるでしょう。どうか、ひとりきりで抱え込まないで、児童相談所に相談してください。

あなたへのメッセージ

場合によっては何の予告も無く、突然子どもさんが一時保護される形で児童相談所がかかわることになっていることもあるでしょう。またはお母さんが児童相談所に相談に来られ、その結果子どもさんが一時保護されていることもあるかもしれません。

お母さんとしては、児童相談所に対してさまざまな思い、お気持ちがおありと思いますが、お母さんは、子どもさんの安全についての第一の責任者です。そして児童相談所はお母さんと共に、子どもさんの安全について責任をもつ機関です。

たとえ、性暴力被害については児童相談所と意見や、考えが違っていたとしても、子どもさんの安全について共に責任を負う立場から、そして子どもさんの幸せを願うということにおいて、ご家族と同じ目標を持つものとして、お子さんの最善の利益のためにご協力をお願いします。

児童相談所

家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために

あなたへのメッセージ

はじめに

今、あなたは、あなたのご家庭で起こった性的虐待や性暴力被害という問題に直面し、驚きや不安で一杯のことと思います。

性暴力被害とは何なのか、何があったのか、何故このようなことになったのか、これから何をしていけばいいのか・・・あなたの戸惑いは大きいことでしょう。

しかし、今、あなたは、戸惑いつつも、あなたのお子さんのために、解決に向け立ち向かっていこうとしておられます。あなたのその姿勢は、お子さんに大きな安心と回復の力を与えることでしょう。

このパンフレットが、これからのあなたとお子さんの回復のために、少しでも手助けとなることを願っています。

1. 家庭内性暴力被害 性的虐待とは

家庭内性暴力被害・性的虐待とは、家庭内において保護者、家族・同居人等から子どもが性的な被害を受けることです。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」では「保護者(親権者や実際に子どもを監護している人)が、子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること」が性的虐待と定義されています。

- ◆子どもの体を触る、性行為を行うといった直接的な行為だけでなく、大人の体を触らせる、性交を見せる、性的な話を聞かせる等も含まれます。
- ◆広義には、保護者に準じる大人(家族同然の親族など)からの性的行為も性的虐待としての対応が必要です。
(きょうだい等による性的行為は、法律上は性的虐待には含まれませんが、家庭内の性暴力被害の問題として、同様に対応する必要があります。)
- ◆被害を受けるのは思春期の子どもに限りません。幼児期や学童期から徐々にエスカレートする場合も少なくありません。

性的虐待は、最も安心できる場であるはずの家庭内で起こり、子どもに大きな混乱や不安を抱かせてしまうため、子ども自身が被害を打ち明けにくく、発見が遅れがちです。そのため長期化したり、エスカレートすることが多く、子どもへの心身への影響も非常に大きいと言われています。

いずれにしても、大人と子どもの間で起こる性的虐待は、常に大人側に責任があります。

2. 家庭内性暴力虐待を受けた子どもの気持

なぜ、すぐに打ち明けてくれなかったんだろう、とあなたは思うかもしれませんが、多くの子どもは、性暴力被害を受けても、すぐには事実を打ち明けられません。子どもの年齢や、ご家庭の事情にもよりますが、多くの場合、次のような理由によって、子どもは打ち明けをためらいます。

- 子どもにとって、何が起きているのか、受けた性的行為の意味が分からず、被害と受け止められない
- 誰にも話してはいけない、と、口止めをされていたり、言えば大変なことになると思ってしまう(不安や怖れ)
- いやと言えなかった自分が悪い、叱られるのではないかと思ってしまう(罪の意識、自責感)、どうしようもない、と思ってしまう(自己評価の低下、抑うつ)

など

SOSがうまく出せないまま被害を受け続けると、子どもは、大きなダメージを受け、心身に様々な影響が現れます。

3. 家庭内性暴力被害による子どもへの影響

○身体への影響

最も直接的な問題は、性器の損傷や性感染症・妊娠などですが、その有無にかかわらず、頭痛や腹痛、睡眠や食欲の問題、排泄の問題など、様々な症状が現れます。

○心理的影響

落ち着きのなさ、対人不安、気分の落ち込み、幼児の退行的行動など、情緒面の変化のほか、リストカットなどの自傷行為や、ポーツとするなどの解離症状が現れることもあります。

特に、PTSD(トラウマの後遺症)症状として、突然、記憶が蘇る(フラッシュバック)、ポーツとする、被害を思い出させるような場所や人に強く反応する、神経過敏な状態が続くなど、安全な状態になってもなお残るものもあります。

また、性的な言動(性的な言葉、過度の自慰行為、子ども同士での性的な遊びなど)が目立つこともあります。

また、異性への不安を強めたり、逆に、過度の関心を向けたりすることもあり、性非行に発展することもあります。

これらの症状の表れ方や程度は子どもによって様々で、多くの子どもは安全が確保され生活が落ち着いてくる中で少しずつおさまっていきます。しかし、性暴力被害の記憶は子どもの心に深く食い込みます。そこからの回復に一番大切なのは、子どもを守り支えようとするあなたの力です。

4. あなたにできる子どもへの最善の援助とサポート

子どもの安全と回復の鍵を握っているのは、

あなた自身の力です！！

性暴力被害の事実を知ったとき、ほとんどの家族は、信じられない気持、怒り、悲しみ、裏切られた気持など、複雑な思いに見舞われます。これまで築いてきた家庭、虐待者との関係、子どもとの関係など、すべてが揺らぎ、あなたの迷いや悩みは尽きないでしょう。

しかし、あなたは今、お子さんを守るための新たな一歩を踏み出そうとしています。

あなたに求められるのは、

- ◇子どもの話を真実として受け止め、被害の事実に向き合うこと
- ◇子どもの気持、苦しみを理解し親として子どもを支え続けていくこと
- ◇子どもの安全を最優先させ、加害を疑われる人と接触させないこと
- ◇なぜ **bn**、性暴力被害が起こったのか、加害を疑われる人を含むあなたの 家族関係がどのようなものであるのかを見つめ直すこと
- ◇あなた1人で問題を抱え込まず、児童相談所の指導および適切な専門機関の援助を受けること

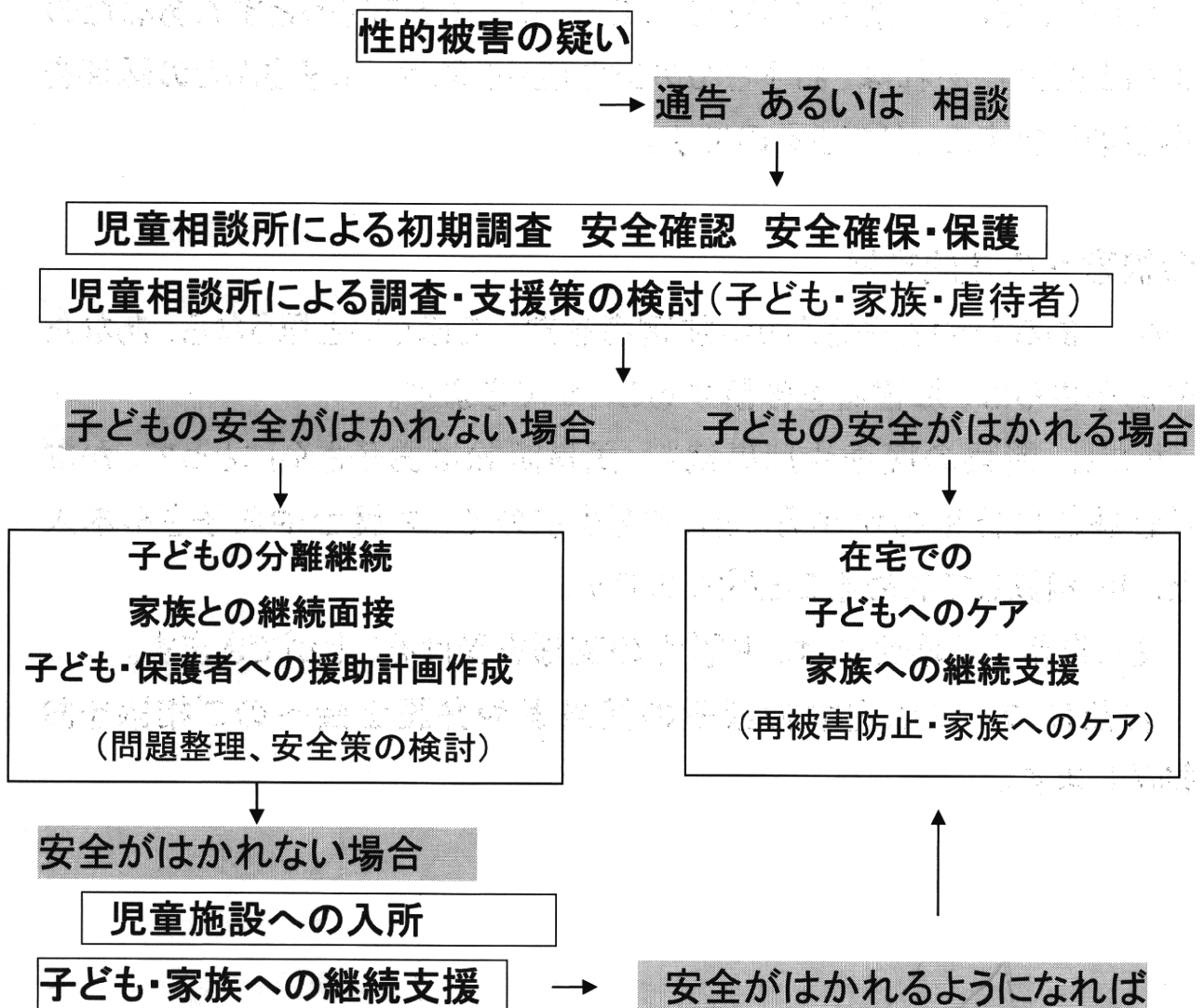
です。

この歩みは、あなたにとっても悩ましく困難を伴うものであるでしょう。しかし、あなたのお子さんへのサポートがなければ、子どもの苦しみは未解決のままになるでしょう。

5. 性的虐待から子どもを守るための支援と対応

家庭内性暴力被害から子どもを守り、家族を支援するために、どのような支援があるか、児童相談所のかかわりの道筋をお示します。

○児童相談所のかかわりと支援



家庭内性暴力被害から子どもを守るために最も大切なことは、加害者・加害を疑われる人、加害の危険のある人からの再被害の危険性から子どもを守り、子どもが安心できる安全な環境を整えることです。

何が起こったか、事実を明確にし、あなたや家族がこれまでの様々なことをみつめ直すことが必要でしょう。また、お子さんにも十分な気持の整理とケアが不可欠です。そのためには、児童相談所が分離保護の継続や施設への入所を提案することがあるかもしれません。

しかし、たとえ、離れていたとしても、子どもを守ろうとするあなたの気持と努力があれば、お子さんの立ち直りを助け、お子さんとの関係を再び取り戻すことができます。

○被害への法的支援

もし、あなたやお子さんが、加害者を罰してほしいと思うなら、あなたやお子さんは、加害者を告訴することができます。

ただし、警察の捜査や刑事裁判・民事訴訟はお子さんにとって、かなり心理的に負担のかかることとなりますので、弁護士やお子さん本人と、よく相談して決めることが大切です。

もし告訴する場合には、弁護士の支援を受けることができます。

告訴については児童相談所の担当者や弁護士会へのご相談をお勧めします。